

広島県公立大学法人告示第一号

令和三年広島県公立大学法人告示第一号（口頭により開示の請求をすることができる
有個人情報）の一部を次のように改正し、令和四年六月二日から施行する。

令和四年六月二日

広島県公立大学法人理事長職務代行者 副理事長 森 永 力

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
<p>二 (略)</p>		<p>二 (略)</p>	
<p>口頭による開示請求を行うことができる 保有個人情報の項目</p>	<p>口頭による開示請求を行うことができる 保有個人情報の項目</p>	<p>口頭による開示請求を行うことができる 保有個人情報の項目</p>	<p>口頭による開示請求を行うことができる 保有個人情報の項目</p>
<p>入学試験 名称等の試験 段階等の試験</p>	<p>入学試験 名称等の試験 段階等の試験</p>	<p>入学試験 名称等の試験 段階等の試験</p>	<p>入学試験 名称等の試験 段階等の試験</p>
<p>総合型選抜 留学籍 選抜</p>	<p>総合型選抜 留学籍 選抜</p>	<p>総合型選抜 留学籍 選抜</p>	<p>総合型選抜 留学籍 選抜</p>
<p>学春入 時期</p>	<p>学春入 時期</p>	<p>学春入 時期</p>	<p>学春入 時期</p>
<p>選一 抜般</p>	<p>選一 抜般</p>	<p>選一 抜般</p>	<p>選一 抜般</p>
<p>考次第 選一</p>	<p>考次第 選一</p>	<p>考次第 選一</p>	<p>考次第 選一</p>
<p>考次第 選二</p>	<p>考次第 選二</p>	<p>考次第 選二</p>	<p>考次第 選二</p>
<p>出願書類の 評価結果 (1) 出願書類の 評価結果 (2) 出願書類の 評価結果 (3) 出願書類の 評価結果</p>			
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>活動報告書、 小論文のそれ の得点</p>	<p>活動報告書、 小論文のそれ の得点</p>	<p>活動報告書、 小論文のそれ の得点</p>	<p>活動報告書、 小論文のそれ の得点</p>
<p>志望理由書 の段階評価結 果</p>	<p>志望理由書 の段階評価結 果</p>	<p>志望理由書 の段階評価結 果</p>	<p>志望理由書 の段階評価結 果</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

2 (略)	備考 1 この表により、口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報は、開示請求を行う日が属する年度の前年度の入学試験に係るものとする。	学 秋入			
		留 生 留 学 選 合 選 選			
		考 次 第 二 選	考 次 第 一 選	考 次 第 二 選	
		(2) 面接の評価結果及び得点の順位 (1) 面接の評価結果及び得点の順位 (2) 小論文の得点及び順位 (1) 出願書類の評価結果	(1) 出願書類の評価結果	(1) 面接の評価結果及び得点の順位 (2) 第二次選考の順位	(4) 第一次選考の合計得点及び順位 (3) 小論文の得点 (1) 小論文の得点 した科目に限る。
		略	略	略	

3 (略)	備考 1 この表により、口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報は、開示請求を行う日が属する年度の前年度に実施した入学試験に係るものとする。 2 一般選抜の教科・科目試験に関する開示内容は、令和三年度入学者選抜に限る。	学 秋入			
		留 生 留 学 選 合 選 選			
		考 次 第 二 選	考 次 第 一 選	考 次 第 二 選	
		(2) 面接の評価結果(得点又は段階評価) (1) 面接の評価結果の順位 (2) 第一次選考の順位 (1) 出願書類の評価結果(得点又は段階評価) (2) 面接の結果 (1) 教科・科目試験の受験科目、科目得点、合計得点、順位	(1) 出願書類の評価結果(得点又は段階評価) (2) 面接の結果 (1) 教科・科目試験の受験科目、科目得点、合計得点、順位	(1) 教科・科目試験の受験科目、科目得点、合計得点、順位 (2) 面接の段階評価結果	
		略	略	略	